

令和6年度

浜田市一般廃棄物処理実施計画  
(ごみ処理編)

浜 田 市

# 令和6年度 浜田市一般廃棄物処理実施計画

## (ごみ処理編)

### 目 次

- 1 一般廃棄物の排出状況
  - (1) 計画区域
  - (2) 計画期間
  - (3) 一般廃棄物の計画排出量
  
- 2 一般廃棄物の種類と処理主体
  - (1) 家庭から排出される一般廃棄物
  - (2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物
  
- 3 ごみ処理実施計画
  - (1) ごみ発生、排出削減計画に係る主な実施施策
  - (2) 再生利用計画に係る主な実施施策
  - (3) 適正処理計画に係る主な実施施策
    - ア 収集運搬計画
    - イ 使用済み自己注射針の回収・処理計画
    - ウ 中間処理計画
    - エ 最終処分計画
    - オ その他
  
- 4 一般廃棄物処理等の許可業者
  - (1) 収集・運搬業
  - (2) 処分業
  - (3) 浄化槽清掃業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度浜田市一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理実施計画）を次のとおり定める。

1 一般廃棄物の排出状況

(1) 計画区域

浜田市全域とする。

(2) 計画期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(3) 一般廃棄物の計画排出量

(単位：トン)

		令和 4 年度排出量	令和 6 年度計画排出量	
収 集	燃やせるごみ	8,838	8,191	
	燃やせないごみ	429	370	
	資源 ごみ	古紙	907	966
		空缶	150	157
		ペット・プラ容器包装	621	696
		びん	288	274
		廃乾電池	26	18
直接 搬入	燃やせるごみ	6,000	6,249	
	燃やせないごみ	509	595	
	資源 ごみ	古紙	170	202
		空缶	10	12
		ペット・プラ容器包装	15	18
びん		24	29	
合 計		17,987	17,772	

## 2 一般廃棄物の種類と処理主体

### (1) 家庭から排出される一般廃棄物

家庭から排出されるごみは、下記の分別区分による。排出にあたっては分別区分を守り、ごみの減量化・資源化に努める。

一般廃棄物の種類	収集運搬	中間処理		最終処分		
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法	
燃やせるごみ	市（委託）	広域行政組合	焼却	市（直営）	埋立	
	動物の死体 直接持込又は、 市（委託）					
燃やせないごみ	市（委託）	市（直営）	破碎・資源化	市（直営）	埋立	
	自己注射針 市（直営）					
資源ごみ	古紙	市（委託）	資源化	—	—	
	空缶	市（委託）	資源化	—	—	
	ペット・プラ	市（委託）	資源化	—	—	
	びん	市（委託）	資源化	—	—	
	廃乾電池	市（委託）	業者（委託）	資源化	—	—
	廃食用油	市（委託）	業者（委託）	資源化	—	—

### (2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

事業活動に伴って排出されるごみは、法に基づき排出者自らの責任において適正に処理することが原則である。ただし、一般家庭から排出されるごみと同質且つ同程度の一般廃棄物及び市の規定に基づく少量の産業廃棄物であれば、届出により、市の収集のルールに従って所定のごみステーションへ排出することができる（ただし、ごみステーションを管理する町内会等の承認が必要）。

一般廃棄物の排出者は、減量化・資源化に努め、市の処理施設で処理を行う場合には、排出者が自ら市の処理施設に搬入するか、又は、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託する。

### 3 ごみ処理実施計画

#### (1) ごみ発生、排出抑制計画に係る主な実施施策

区 分	事業名等	内 容
市民・事業者の意識向上	市民活動の促進	市民活動を活発化するよう様々な情報を提供し、市民の自主的な環境保全活動を支援する。
	地域学習と学校教育の推進	地域の自治会やまちづくりセンターにおける環境学習への住民参加を促進し、実践活動と連携した活動を推進する。 学校においては総合的な学習などで環境学習に取り組み自主的活動を促進する。 また、環境保全に関する市民活動について支援を行う。
	広報等による啓発	「広報はまだ」や「浜っ子タイムズ」、「HAMADA ごみ分別アプリ」等を活用し、ごみの分別等に関する情報を提供するとともに、市民や事業者自らが行っている取り組みについて広く紹介する。
	ごみ処理に関する理解度向上の推進	自分の排出したごみがどのように処理され、どのようにリサイクルされていくのかを確認してもらうことで、ごみ処理に関する知識や理解度等を深める。
	事業系ごみの適正排出推進	事業系の一般廃棄物への産業廃棄物の混入を防止するため、事業者の分別意識向上を図り、事業系ごみの適正排出を推進する。
「もったいない」行動の促進	マイバック持参運動の推進	マイバッグづくり教室などを継続し、マイバッグの普及及びレジ袋の削減に努める。
	リユース食器の利用推進	リユース食器の利用に関する情報周知を図るとともに、リユース食器の利用を推進する。
	リユース品・リサイクル品交換の推進	フリーマーケット、古着回収等の開催情報を広く発信し、リユース品・リサイクル品交換を推進する。
	家庭系ごみ減量の推進	イベントや広報等を通じた啓発を行うことにより、ごみ減量やリサイクルを推進する。
	生ごみの水切り	生ごみ水切り効果に関する情報提供を行うことにより、市民が積極的に水切りを実践するよう啓発を行う。
	事業系ごみ減量の推進	ごみの分別に関する情報周知を図り、ごみの適正処理を推進する。
市民との協働推進	地域における環境リーダーの育成	環境清掃指導員を委嘱し、環境美化等に取り組んでもらうとともに、環境リーダーの育成を図る。
	浜田市地球温暖化対策	はまだエコライフ推進隊の活動を支援し、地域の特

区 分	事業名等	内 容
	策地域協議会（はまだエコライフ推進隊）への支援	性に応じた特色ある地球温暖化対策やごみ減量化、リサイクルについての実践活動を促進する。
	環境NPO等市民団体の育成	はまだエコライフ推進隊など既存の市民団体等と連携し、リーダーとなる市民団体を育成する。
流通・販売事業者との協力推進	販売店への協力要請	マイバックの持参や資源ごみの店頭回収などの協力要請を行い、4Rの推進を図る。また、推進する販売店等については、その活動を市民に紹介するなど、市民と事業者の協働による取り組みを推進する。
	しまエコショップの推進	市内で営業を行っている店舗に対し、認定を受けるよう協力を要請する。
協議体制の整備	環境清掃対策審議会の開催	ごみ処理に関する事項について、市民や事業者の視点から調査審議を行い、ごみ処理基本計画の進行管理について報告するとともに意見を求める。
その他の施策	SDGsに向けた取り組み	SDGsに掲げられている「2030年までに食品ロスを2000年比で半減する」及び「2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」が達成できるように、食品ロスや海洋プラスチックの削減に向けた取り組みを検討、推進する。
	イベント時のごみ排出抑制の推進	イベント時のごみの分別方法をイベント主催者に周知することを検討する。また、リユース食器の使用による食器類の排出抑制を図る。

(2) リサイクル推進計画に係る主な実施施策

区 分	事業名等	内 容
マテリアルリサイクルの推進	資源ごみ分別徹底の啓発	正しいごみの分別に協力してもらうため、ご家庭ごみ収集日程表及びごみ分別早見表、HAMADA ごみ分別アプリ等を活用し、分別方法等の周知を図る。 分別の悪いものについては、収集しない等の措置を継続することにより、ごみ分別の徹底を図る。
	直接搬入資源ごみの無料受付	資源ごみのうち、缶、びん及びペットボトル(本体)の直接搬入の無料受付を継続する。
	ざつ紙等のリサイクル	燃やせるごみ中には資源化可能な紙類、プラスチック等が多く含まれている。4R の推進を図るため、ざつ紙やプラスチック類を分別回収の対象に位置付け、リサイクルを実施する。
	蛍光管のリサイクル	蛍光管の収集・運搬方法や資源化業者への委託処理を検討する。
	燃やせるごみ処理残渣のリサイクル	燃やせるごみを処理した際に残渣として発生するスラグやメタルについて、資源としての有効活用を図る。
サーマルリサイクルの推進	燃やせるごみ処理の排熱利用	エコクリーンセンターで燃やせるごみの処理過程で発生する熱を利用した発電等のサーマルリサイクルを行う。
	廃食用油の有効利用	市役所及び支所に設置した回収タンクを活用し、廃食用油拠点回収及びリサイクルを行う。

(3) 適正処理計画

ア 収集・運搬計画

(ア) 一般廃棄物の収集方法

一般廃棄物の種類	収集頻度					収集方法	
	浜田	金城	旭	弥栄	三隅		
燃やせるごみ	2回/週	2回/週	2回/週	2回/週	2回/週	ステーション	
動物の死体	随時	随時	随時	随時	随時	本庁・各支所	
燃やせる粗大ごみ	2回/月	1回/月	1回/月	1回/2月	1回/月	ステーション	
燃やせないごみ	2回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	ステーション	
燃やせない粗大ごみ	2回/月	1回/月	1回/月	1回/2月	1回/月	ステーション	
危険物・有害物	2回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	ステーション	
資源ごみ	びん	2回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	ステーション
	古紙	2回/月	1回/月	1回/月	1回/2月	1回/月	ステーション
	ペット・プラ	1回/週	1回/週	1回/週	1回/週	1回/週	ステーション
	缶	2回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	ステーション
	リサイクルステーション(缶・びん・ペットボトル)	随時	随時	随時	随時	随時	本庁・各支所
廃食用油	週1回	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	拠点5箇所	
直接搬入	随時	随時	随時	随時	随時	—	

(イ) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に定める対象機器の処理方法  
 家電リサイクル法に定める対象機器(エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)については、市は収集・処理しない。

【処理方法】

① 指定引取場所に持ち込む場合

郵便局でリサイクル料金を支払い、発行される家電リサイクル券を添えて指定引取場所に直接持ち込む。

② 小売業者に引取りを依頼する場合(処分しようとする家電製品を購入した小売業者、又は買換えの際、購入する小売業者に依頼する場合)

小売業者又は郵便局でリサイクル料金を支払い、発行される家電リサイクル券を添えて小売業者に引取りを依頼する。



③ 市内の収集運搬業許可業者に依頼する場合

市内の一般廃棄物収集運搬業許可業者にリサイクル料金と収集運搬料金を支払い、引取りを依頼する。

(ウ) 家庭用パソコンの処理方法

資源有効利用促進法に基づいて家庭で不要になったパソコンは、市では収集・処理しないが、店頭において小型家電として無料回収している市内家電量販店と連携して、リサイクル率の向上に努める。

(エ) 収集・運搬に関する施策に係る主な実施施策

事業名等	内 容
福祉向上のための収集サービス	高齢者や介護が必要な市民、障がいのある市民を対象に収集サービスの向上を図るためごみの戸別収集を行う。
ライフスタイルに合わせたごみ処理体制の構築	ライフスタイルが多様化しているため、市民のライフスタイルに合わせたごみ処理体制を検討する。
ごみステーションの適正管理	引き続きステーション方式によるごみの収集を行う。ごみステーションについては地域の状況に応じて適正な配置を行う。
資源ごみステーションの整備	資源ごみ排出の利便性を高めるため、市役所や各支所、総合福祉センターでのボックス回収を引き続き行う。 まちづくりセンターと連携し、センターへのリサイクルボックス設置を検討、実施する。
ごみ収集運搬業の許可	ごみ収集運搬業に関する許可件数は当分の間現状を維持し、将来必要であれば見直しを検討する。

イ 使用済み自己注射針の回収・処理計画

(ア) 回収方法

① 病院による回収

患者が持ち込む使用済み自己注射針を回収する（それぞれの病院において安全な回収に努める）

② 薬局による回収

薬局窓口において、薬局名及び患者名の記載欄を設けた専用ラベルを貼付した専用容器を配布のうえ、浜田薬剤師会に加盟する各薬局窓口において回収し、市環境課、各支所へ持参する。

(イ) 処理方法

① 病院が回収したもの

各病院において適正に処理する（一般廃棄物に該当するものは、市が処理することも可能）

② 薬局が回収したもの

市が処理する（当面の間、不燃ごみ処理場において処理する）

## ウ 中間処理計画

### (ア) 処理施設の概要

#### ① 焼却施設

施設名	エコクリーンセンター
所在地	江津市波子町口 321 番 1
処理対象物	燃やせるごみ、燃やせる粗大ごみ
処理能力	98 t/日 (49 t/日×2 炉) 発電能力 1,800kw
処理方式	高温ガス化直接溶融炉 (24 時間稼動)

#### ② 不燃ごみ処理施設

施設名	浜田市不燃ごみ処理場
所在地	浜田市生湯町 935 番地
処理対象物	燃やせないごみ、燃やせない粗大ごみ
処理能力	20 t/日 (5H)
処理方式	堅型破砕機

#### ③ 資源化施設

施設名	石央リサイクルセンター
所在地	浜田市生湯町 1909 番地 31
処理対象物	びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装
処理能力	びん、缶：7.95 t/日 ペットボトル、プラスチック容器包装 7.51 t/日
処理方式	びん：破袋機、除袋機、手作業色別選別 缶：破袋機、除袋機、手作業除去、磁選機、アルミセパレーター ペットボトル・プラスチック製容器包装：破袋機、手作業除去、圧縮機、 圧縮梱包機

(イ) 中間処理に関する施策

事業名等	内 容
広域圏による可燃系ごみ処理	分別徹底や異物混入の抑制など施設の適正な維持管理が行えるように浜田地区広域行政組合の施設管理に協力する。
不燃系ごみの処理	適正処理を行うとともに、施設の適正な維持管理に努める。

エ 最終処分計画

(ア) 最終処分場の概要

施設名	浜田市埋立処分場	浸出水処理施設
所在地	浜田市生湯町 920 番地	浜田市生湯町 935 番地
埋立容量 (処理能力)	61,900 m <sup>3</sup>	70 m <sup>3</sup> /日
埋立方式 (処理方式)	サンドイッチ方式	生物処理（回転円盤）、凝集沈殿処理、高度処理（活性炭吸着）

(イ) 最終処分に関する施策

事業名等	内 容
最終処分場の適正管理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理を行い、周辺環境の保全に努める。また、できるだけ最終処分場を長く使えるよう、ごみの減量やリサイクルを推進する。
旧最終処分場の跡地利用	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく適正な維持管理を行うとともに、跡地の活用方法について検討する。

オ その他

事業名等	内 容
不法投棄対策	不法投棄に関する監視パトロールの実施や発見時の警察への通報などを継続し、不法投棄の防止・撲滅を図る。 不法投棄やポイ捨てをされやすい場所に注意看板を設置するなど、ごみを捨てにくい環境をつくっていく。
在宅医療廃棄物（使用済み自己注射針）対策	在宅医療廃棄物については適正な処理を行うように、市民に対して啓発を行う。 また、新型コロナウイルス感染症においても多量の感染性廃棄物が排出されるとともに、使用済みのマスク等のポイ捨ても問題となったことを踏まえ、「ごみに直接触れない。ごみ袋はしっかり縛って封をする。ごみを捨てた後は手を洗う。」等の情報周知を図り、住民およびごみ収集運搬業者の安全を確保する。

事業名等	内 容
漂着・漂流・海底ごみ対策	<p>市民団体の海岸清掃活動への支援を継続するとともに、危険物等の回収や集められたごみの運搬・処理を行う。</p> <p>また、不法投棄の防止の啓発を進めるとともに、漂着ごみの処分事業実施や外国からの漂着ごみ対策について、国・県への働きかけを行う。</p>
災害廃棄物対策	<p>市民に地域防災計画の周知を図るとともに、災害時には生活ごみ及び災害廃棄物の適正処理が行えるよう、市民に対するごみの排出方法の周知やごみ収集車及び人員の確保とその適正な配置等を行う。</p>
美化活動の推進	<p>登録団体の活動支援を充実させ、ボランティア清掃の活性化を図る。</p> <p>また、登録団体の活動状況を紹介するとともにプログラムの目的と意義を広報するなど、市民や事業者に対してアダプトプログラムへの参加を促す。</p>

#### 4 一般廃棄物処理等の許可業者

##### (1) 収集・運搬業

##### ア ごみ

業 者 名	住 所	電 話	備 考
門田産業(有)	大辻町 40	22-3322	
(有)浜田浄化センター	生湯町 1892-4 (生湯工場)	22-3883	
(有)ダイヤ環境衛生	黒川町 108-22	23-1169	
西日本高速道路メンテナンス 中国(株)	高佐町 3461-2	22-1411	浜田自動車道区域内に限る
ベンリ社	港町 283-22	22-5408	
(株)伊藤鉄男商店	下府町 199-2	28-0841	
(有)静脈センター	片庭町 77	22-0274	
(有)石見環境整備	三隅町三隅 1355	32-0003	

##### イ 浄化槽汚泥

業 者 名	住 所	電 話	備 考
門田産業(有)	大辻町 40	22-3322	浜田地域内
(有)浜田浄化センター	原井町 957	22-3942	浜田地域内
(有)ダイヤ環境衛生	黒川町 108-22	23-1169	浜田、金城地域内
(有)大成浄化センター	日脚町 283-1	26-0600	浜田、金城地域内
(有)石見浄化槽センター	江津市都野津町 2307-43	0855 53-1515	浜田、金城、旭、弥栄地域内
(有)石見環境整備	三隅町三隅 1355	32-0003	三隅地域内
(有)江津衛生公社	江津市都野津町 2307-12	0855 52-4000	金城、旭、弥栄地域内の農業集落排水事業による施設整備地区に限る

##### ウ し尿

業 者 名	住 所	電 話	備 考
門田産業(有)	大辻町 40	22-3322	浜田地域内
(有)浜田浄化センター	後野町 723	22-0337	浜田地域内
(有)ダイヤ環境衛生	黒川町 108-22	23-1169	金城地域内
(有)江津衛生公社	江津市都野津町 2307-12	0855 52-4000	金城、旭、弥栄地域内
(有)石見環境整備	三隅町三隅 1355	32-0003	三隅地域内

(2) 処分業

業者名	住所	電話	備考
(有)浜田浄化センター	生湯町1892-4(生湯工場)	22-3883	
(有)寺本建設	旭町今市 469	45-0156	廃タイヤに限る

(3) 浄化槽清掃業

業者名	住所	電話	備考
門田産業(有)	大辻町 40	22-3322	浜田地域内
(有)浜田浄化センター	原井町 957	22-3942	浜田地域内
(有)ダイヤ環境衛生	黒川町 108-22	23-1169	浜田、金城地域内
(有)大成浄化センター	日脚町 283-1	26-0600	浜田、金城地域内
(有)石見浄化槽センター	江津市都野津町 2307-43	0855 53-1515	浜田、金城、旭、弥栄地域内
(有)石見環境整備	三隅町三隅 1355	32-0003	三隅地域内
(有)江津衛生公社	江津市都野津町 2307-12	0855 52-4000	金城、旭、弥栄地域内の農業集落排水事業による施設整備地区に限る